

令和元年度版

税務ハンドブック

★改正税法のあらまし
★国税★地方税★その他

宮口定雄 編
税理士 杉田宗久 著



■所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円から	45%	4,796,000円

- 復興特別所得税 基準所得税額×2.1%
- 個人住民税 課税される所得金額×10%
- 個人事業税 第1種（5%）
第2種（4%）
第3種（5%（一部3%））

■長期譲渡所得（土地・建物等）

一般	所得税	15%	
	道府県民税	2%	
	市町村民税	3%	
優良住宅地 の 造成等		2,000万円以下	2,000万円超
	所得税	10%	15%
	住民税	4%	5%
居住用 財産		6,000万円以下	6,000万円超
	所得税	10%	15%
	住民税	4%	5%

■短期譲渡所得（土地・建物等）

	一般	国等への譲渡
所得税	30%	15%
住民税	9%	5%

■給与所得の速算表

給与等の収入金額（A）	平成31年分所得税		平成32年分以降所得税			
	割合	控除額	一般		子育て・介護世帯	
			割合	控除額	割合	控除額
162.5万円以下	100%	65万円	100%	55万円	100%	55万円
162.5万円超 180万円以下	60%	0	60%	△10万円	60%	△10万円
180万円超 360万円以下	70%	18万円	70%	8万円	70%	8万円
360万円超 660万円以下	80%	54万円	80%	44万円	80%	44万円
660万円超 850万円以下	90%	120万円	90%	110万円	90%	110万円
850万円超 1,000万円以下			100%	195万円		
1,000万円超	100%	220万円	100%	210万円	100%	210万円

■平成31年分所得税の公的年金等に係る雑所得の速算表

※平成32年分以降は、P●参照

年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額
昭30・1・2以後生	130万円未満	100%	70万円	昭30・1・1以前生	330万円未満	100%	120万円
	130万円以上 410万円未満	75%	37.5万円		330万円以上 410万円未満	75%	37.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円		410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円
	770万円以上	95%	155.5万円		770万円以上	95%	155.5万円

※年齢が65歳以上であるかどうかは、その年の12月31日（その者が年の途中で死亡又は出国した場合には、その死亡又は出国の日）の年齢によります。

まえがき

平成31年度税制改正においては、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。

さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し、個人事業者の事業承継に対する支援、中堅・中小企業による設備投資等の支援などの措置が行われました。

ところで、「税務ハンドブック」は、税理士宮口定雄先生がご自身の業務処理に役立てるために、常に携行できるようにと税務のポイントや資料をまとめて作っておられたノートがコントロール社高木正氏の目にとまったことがきっかけで、昭和49年から毎年発刊されるようになりました。その内容は、宮口先生が公認会計士川瀬正彦事務所に勤務されていた頃から少しずつ書き留めたもので、各種の税目をカバーしつつ、詳細に記されている手引書や法令集などを見ずとも外出先などで重要な項目の確認をすることが出来るようになっていきます。過去の税務ハンドブックには、「毎年の税制改正項目等を織り込み、日頃から税務・経理処理の仕事に携わっておられる方々の参考に供するために、税法のうち実務上利用頻度の高い項目を抽出し、その取扱いと関連法令などを記して全て表組みにしています。本書は、詳細な税法の解説を目的にしたものではありませんので、ご利用に当たっては法令集等と併用していただきたいと思います。」と記されています。大事なことを少しでも多く、かつ、コンパクトにして一冊の本にまとめ、いつも鞆の中に入れておいて下さいとの願いを込めて、毎年々々一生命懸念に改訂にあたっておられました。

最近では、大手出版社や大規模税理士法人などから類似書が出版されていますが、これは本書の利便性などが評価されていることの証左でもあると思います。

残念ながら、宮口先生ご自身による改訂作業は平成26年度版をもって最後となりました。平成27年度以後の改訂については、読者各位から今までにお寄せ頂いたご意見等を参考とさせていただきます。今後とも、読者諸兄からのご指導をもとに、本書をますます有益なもの・利用しやすいものに改訂していく覚悟でございますので、今後とも従前同様のご教示をいただきますよう心からお願いいたします。

なお、本書は平成31年4月16日現在の法令によっています。

目次

平成31年度版 **税務ハンドブック**

■ 月別税務日程表 8

平成31年度税制改正の主要なポイント

■ 国税関係・法人税・所得税・消費税等・相続税・贈与税・その他の国税 12
 ■ 地方税関係 29

税理士への損害賠償の主な事例 30

国税関係

国税の通則等に関する事項

■ 国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税 32
 ● 延滞税の計算方法 35
 ● 日数速算表 36
 ■ 更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度 37
 ■ 課税標準・税額等の端数計算 40

法人税

■ 法人設立の場合の届出等 41
 ■ 法人税の主な申請・届出等 42
 ■ 企業会計の利益と税法上の利益（所得金額） 43
 ■ 受取配当等の益金不算入 45
 ■ 資産の評価益・受贈益・還付金等 47
 ■ 外貨建取引の換算等 48
 ■ 有価証券の譲渡損益の額の計算等 49
 ○ 上場有価証券の評価損の損金算入要件 51
 ■ 棚卸資産 53
 ■ 減価償却資産と償却費の計算 56
 ● 資本的支出と修繕費の区分判定 57
 ■ 減価償却資産の取得価額 61
 ● 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 [別表第一] (抜粋) 63
 ● 機械及び装置の耐用年数表 [別表第二] 68
 ● 無形減価償却資産の耐用年数表 [別表第三] (抜粋) 70
 ● 生物の耐用年数表 [別表第四] 70
 ● 公害防止用減価償却資産の耐用年数表 [別表第五] 71
 ● 開発研究用減価償却資産の耐用年数表 [別表第六] (抜粋) 71
 ● 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表 [別表第七] 71
 ■ 減価償却資産の償却率表 (別表第七・八・九・十) 72
 ■ 主な特別償却制度 74
 ■ リース取引 77
 ■ 繰延資産の償却額 79
 ■ 役員給与 80
 ○ 役員給与の損金算入範囲等 81
 ■ 過大な使用人給与等 81
 ■ 経済的な利益と給与 82
 ■ 租税公課・不正経費等の損金不算入 83
 ■ 租税公課の損金算入時期 83
 ■ 交際費等 84
 ■ 使途秘匿金 84

改
正

国
税
通
則

法
人
税

所
得
税

消
費
税

相
続
贈
与
税

そ
の
他
の
国
税

地
方
税
関
係

源
泉
税
額
表

社
会
保
険
料

■寄附金	85
■貸倒損失・引当金	86
1 貸倒損失	86
2 貸倒引当金	86
3 返品調整引当金	88
■返品債権特別勘定	89
■圧縮記帳	90
■その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費）	93
■法人契約の生命保険に係る取扱い	94
■消費税等に係る会計処理	96
■グループ法人税制	97
■繰越欠損金の損金算入	98
■欠損金の繰戻し還付制度	100
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋）	101
■特定同族会社と留保金課税	102
■法人の税率表	103
■税額控除	104

所得税

■所得税の主な申請・届出等	112
■新規開業等の場合の届出等	113
■所得の種類と所得金額	114
■主な非課税所得と免税所得	115
■所得税の確定申告	117
■各種所得金額の計算	118
1 利子所得	118
2 配当所得	119
3 不動産所得	121
4 事業所得	122
●医師の社会保険診療報酬の特例	123
●事業所得と給与所得の区分	123
5 給与所得	124
●給与所得者の特定支出	125
●給与所得の範囲	127
●社宅家賃（月額）の計算一覧	129
6 退職所得	130
○退職金等の受給と課税の関係	130
7 山林所得	131
8 譲渡所得	132
●株式等に係る譲渡所得等	134
●株式等の取得価額の計算（原則）	137
●NISA（少額投資非課税制度）の概略	141
●国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	142
●低額譲渡の課税関係	143
●土地・建物等の課税の特例	144
●土地等譲渡所得チャート	149
●譲渡所得の主な特例等の添付書類	150
○居住用財産売却の特例チャート	151

● 補償金の区分と税務上の取扱い	152
● 資産の取得日の判定	153
● 譲渡損益の相殺順序	155
● 特別控除の適用順位	155
9 一時所得・10雑所得（公的年金等）	156
● 一時所得と雑所得の具体例	157
● 主な年金等の課税関係	158
■ 損益の通算	160
■ 損失の繰越し、繰戻し	162
■ 平成31年分の所得控除一覧表	163
● 医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの	164
● 介護保険制度と医療費控除	164
○ 配偶者控除・配偶者特別控除早見表	167
● 平成31年分の扶養控除の態様別適用一覧	171
■ 平成27年分以後の所得税額速算表	172
■ 復興特別所得税	172
■ 平均課税	172
■ 税額控除一覧表	173
○ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除〔適用年度区分表〕	176
■ 所得税額の計算関係図（平成31年分）	182
■ 確定申告書の様式と使用区分	183
■ 申告書・申告書付表と主な税額計算書	184
■ 国外財産調書・財産債務調書	185
■ 居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収	187
■ 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収	188
■ 予定納税	189

消費税

■ 消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋）	190
■ 課税対象	192
[対象外取引一覧表]	194
■ 非課税取引	195
■ 輸出免税	199
■ 納税義務者と小規模事業者に係る納税義務の免除	200
○ 納税義務判定のフローチャート	201
■ 資産の譲渡等の時期	202
■ 課税期間・納税地	203
■ 税率	203
■ 課税標準	204
■ 課税仕入れに係る消費税額	205
■ 仕入税額控除等	206
1. 仕入れに係る控除税額の計算	206
2. 仕入税額按分計算	206
(1) 個別対応方式	206
(2) 一括比例配分方式	207
(3) 課税売上割合	208
3. 適用要件	208
4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	209

5. 棚卸資産に係る消費税額の調整	209
6. 調整対象固定資産の調整	210
7. 転用	210
■中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例（簡易課税制度）	211
■事業区分のフローチャート（平成27年4月1日以後）	211
■貸倒れに係る消費税額の控除	212
■売上げに係る対価の返還等をした場合	212
■申告・納付	213
○申告期限と納期限一覧	214

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税	215
●（参考）民法における相続に関する規定	225
●親族表	226
■贈与税	227
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	231
■相続時精算課税	233
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	235
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	236
■事業承継税制	237
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	237
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	239
■財産評価	241
○土地評価の補正率表	241
●取引相場のない株式の評価上の区分と評価方式の判定	250
●株式評価方式	251
●ゴルフ会員権の評価	251
■印紙税	252
●印紙税の課税物件表	252
■登録免許税	255
1. 不動産登記関係	255
2. 会社の商業登記（主なもの）	256
3. 工業所有権の登録	256
4. 個人の商業登記	257
5. 人の資格の登録等	257

地方税関係

■課税標準・税額等の端数計算	258
■住民税	259
①法人の住民税	259
●法人市町村民税・道府県民税の税率	259
②個人の住民税	260
(1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）	260
(2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表	260
●人的控除額の所得税と個人住民税の差	260
(3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等	261
■事業税	262
①個人事業税	262

②法人事業税	263
■不動産取得税	267
■固定資産税（償却資産税）・都市計画税	268
■事業所税	271
■その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税）	273
■自動車関係税（主なもの）	274
●付録	
●給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（平成31年分）	277
●賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（平成31年分）	280
●厚生年金保険料額表（平成29年9月分（10月納付分）～）	282
●全国健康保険料率表（平成31年3月分（4月納付分）から適用）	283
●健康保険の標準報酬月額表	283
●雇用保険料率表（平成29年4月1日以後）	283
●年齢早見表（適用年齢簡易判定付）[平成31年・●●元年月]	284

改
正

国
税
通
則

法
人
税

所
得
税

消
費
税

相
続
贈
与
税

そ
の
他
の
国
税

地
方
税
関
係

源
泉
税
額
表

社
会
保
険
料

凡 例

通 法……国税通則法	消 令……消費税法施行令
通 令……国税通則法施行令	消 規……消費税法施行規則
法 法……法人税法	消基通……消費税基本通達
法 令……法人税法施行令	措 法……租税特別措置法
法 規……法人税法施行規則	措 令……租税特別措置法施行令
法基通……法人税基本通達	措 通……租税特別措置法関係通達
所 法……所得税法	地方法……地方法人税法
所 令……所得税法施行令	印 法……印紙税法
所 規……所得税法施行規則	登免法……登録免許税法
所基通……所得税基本通達	徴 法……国税徴収法
相 法……相続税法	地 法……地方税法
相 令……相続税法施行令	地 令……地方税法施行令
相 規……相続税法施行規則	国 外……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等
相基通……相続税法基本通達	送金法……に係る調書の提出等に関する法律
財基通……財産評価基本通達	耐 令……減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法……消費税法	耐 通……耐用年数の適用等に関する取扱通達

こちらは編集途中のものです。実際の書籍と内容が異なる場合がございます。

平成31年度税制改正の主要なポイント

国 税 関 係

■法人税（法人税法／租税特別措置法）関係

項 目	改 正 の 内 容		
○イノベーション促進のための研究開発税制の見直し（措法42の4） ▶平31.4.1以後開始する各事業年度において適用	1. 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除割合を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%（改正前：25%）に引き上げられました。 （改正前）		
	増減割合	税額控除割合	限度割合
	5%超	$9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$	上限10% （平31.3.31までの開始事業年度は、14%）
	5%以下	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$	下限6%
	（改正後）		
	増減割合	税額控除割合	限度割合
	8%超	$9.9\% + (\text{増減割合} - 8\%) \times 0.3$	上限10% （平33.3.31までの開始事業年度は、14%）
	8%以下	$9.9\% - (8\% - \text{増減割合}) \times 0.175$	下限6%
	※上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において純損失等の金額があるもの（大法人の子会社等を除きます。）をいいます。		
	2. 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組され、その適用期限が2年延長されました。		
(1) 1. の試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限（当期の法人税額の25%又は40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額が上乗せされます（従前と同じ。）。			
控除税額の上限の上乗せ特例			
$\text{法人税額の25\%} + \text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \quad (\text{上限10\%})$ （一定のベンチャー企業は40%）			
(2) 1. の試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除割合が、1. により算出した割合に、その算出した率に控除割増率（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合（10%が上限）をいいます。）を乗じて計算した割合を加算した割合とされました（小数点以下3位未満の端数は切捨て）。			
税額控除割合の加算特例			
$1. \text{の税額控除割合} (A) + (A) \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \quad (\text{上限10\%})$			
(3) 上記の改正に伴い、平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費に係る税額控除制度（高水準型）は、平成31年3月31日までに開始する事業年度までで廃止されました。			

○中小企業技術
基盤強化税制
の見直し

3. 中小企業技術基盤強化税制について、「増減試験研究費割合が5%を超える場合の措置」が、「増減試験研究費割合が8%を超える場合の措置」に見直された上、その適用期限が2年延長されました。また、上記2.(2)と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除割合を割り増す措置が講じられました。

・試験研究費の額×税額控除割合＝税額控除限度額

(改正前)

増減割合	税額控除割合	控除税額の上限
5%超	12% + (増減割合 - 5%) × 0.3 (上限は17%)	法人税額の35%
5%以下	12%	法人税額の25%

(改正後)

増減割合	税額控除割合	控除税額の上限
8%超	12% + (増減割合 - 8%) × 0.3 (上限は17%)	法人税額の35%
8%以下	12%	法人税額の25%

○特別試験研究
費の額に係る
税額控除制度
の拡充

・特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われました。

・改正前の税額控除限度額の計算式は以下の通りです。

特別試験研究費の額×税額控除割合(20%)＝税額控除限度額
(法人税額の5%が上限)

- (1) 上記の特別試験研究費の額に、受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること等の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額が加えられました。
- (2) 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、一定の特定用途医薬品等に関する試験研究が加えられました。
- (3) 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究については、税額控除割合が25%とされました。
- (4) 控除税額の上限が法人税額の10%に引き上げられました。
- (5) 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用が明確化されました。

○適用期限の延
長等

(措法42の3の
2)

・中堅、中小、小規模事業者の支援として、次のような見直しが行われました。

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年800万円以下の部分の所得金額に係る法人税率(本則19%)を15%とする特例)の適用期限が2年延長されました。

▶平33.3.31までに開始する事業年度まで適用

(措法42の6)

- (2) 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)の適用期限が2年延長されました。

▶平33.3.31までに機械等を取得し事業供用した場合に適用

(措法42の12
の4)

- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われた上、その適用期限が2年延長されました。

●機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一)

細目	構造別総合又は個別耐用年数(年)							簡易建物	
	鉄骨鉄筋コンクリート造	又は鉄筋コンクリート造	れんが造・石造・ブロック造	金属造			木造又は合成樹脂造		木骨モルタル造
				骨格材の肉厚 4ミリ超	3ミリ超4ミリ以下 骨格材の肉厚	3ミリ以下 骨格材の肉厚			
事務所又は美術館用のもの・下記以外のもの	50	41	38	30	22	24	22		
住宅、寄宿舎、宿泊所、学校又は体育館用のもの	47	38	34	27	19	22	20		
飲食店、貸席、劇場、演奏場、映画館又は舞踏場用のもの	—	38	31	25	19	20	19		
飲食店又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34	—	—	—	—	—	—		
その他のもの	41	—	—	—	—	—	—		
旅館用又はホテル用のもの	—	36	29	24	17	17	15		
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31	—	—	—	—	—	—		
その他のもの	39	—	—	—	—	—	—		
店舗用のもの	39	38	34	27	19	22	20		
病院用のもの	39	36	29	24	17	17	15		
変電所、発電所、送受信所、停車場、車庫、格納庫、荷扱所、映画製作ステージ、屋内スケート場、魚市場又はと畜場用のもの	38	34	31	25	19	17	15		
(1) 建物 公衆浴場用のもの	31	30	27	19	15	12	11		
工場(作業場を含みます。)又は倉庫用のもの									
塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(*1、*2、*3については倉庫事業の倉庫用のものを除きます。)、放射性同位元素の放射線を直接受けるもの(*1、*3に限ります。)	24 *1	22 *2	20 *3	15	12	9	7		
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31	28	25	19	14	11	10		
その他のもの	—	—	—	24	17	15	14		
倉庫事業の倉庫用のもの									
冷蔵倉庫用のもの	21	20	19	—	—	—	—		
その他のもの	31	30	26	—	—	—	—		
その他のもの	38	34	31	—	—	—	—		
木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの								10	
掘立造のもの及び仮設のもの								7	

	構造用途	細目	耐用年数	構造用途	細目	耐用年数
(2) 建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6	特殊ドア設備	エヤーカーテン又はドア一自動開閉設備	12
		その他のもの	15		アーケード、日よけ	主として金属製
	給排水、衛生、ガス設備		15	店用簡易装備		その他のもの
		冷房、暖房 通風ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22KW以下)		13	可動間仕切り
	その他のもの		15	前掲以外	その他のもの	
	昇降機設備	エレベーター	17			主として金属製
		エスカレーター	15	その他のもの		10
消火、排煙、災害報知設備及び格納式避難設備		8				
	構造用途	細目	耐用年数	構造用途	細目	耐用年数
(3) 構築物	発電用	小水力発電用 (農山漁村電気導入促進法による)	30	競技場用、 運動場用、 遊園地用又は 学校用のもの	主として鉄骨造のもの	30
		その他の水力発電用 (貯水池、調整池、水路)	57		主として木造のもの	10
		汽力発電用（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他）	41		競輪場用競走路	15
					コンクリート敷のもの	10
	送電用	地中電線路	25	その他のもの	15	
		塔、柱、がい子、送電線、地線、添加電話線	36	ネット設備	15	
		配電用	鉄塔、鉄柱	50	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
	鉄筋コンクリート柱		42	水泳プール	30	
	木柱		15	その他のもの		
	配電線		30	児童用のもの		
	引込線		20	すべり台、おらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10	
	添架電話線		30	その他のもの	15	
	電気通信事業用のもの	地中電線路	25	その他のもの	15	
		通信ケーブル		主として木造のもの	15	
		光ファイバー製のもの	10	その他のもの	30	
		その他のもの	13	舗装道路・路面	コンクリート、ブロック、れんが、石敷	15
	放送・無線通信用	地中電線路	27	アスファルト、木れんが敷	アスファルト、木れんが敷	10
		その他の線路設備	21		ビチューマルス敷	3
		鉄塔、鉄柱	30	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造、又はブロック造のもの	
				果樹又はホップ棚	14	
				その他のもの	17	
	主として金属造のもの			14		
	木塔・木柱	10	アンテナ、接地線及び放送用配線	主として木造のもの	5	
				土管を主としたもの	10	
	広告用	金属造のもの	20	その他のもの	8	
		その他のもの	10	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	水道用ダム	80
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7	トンネル	橋	60
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）		20	岸壁、さん橋、防壁、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう、用水用ダム		50	
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド	45	乾ドック		45	

■主な特別償却制度

特別償却の名称	適用要件・対象資産等	
<p>1. エネルギー環境負荷低減推進設備等 (旧措法42の5、10の2、旧措令27の5) (平30.4.1以後廃止)</p>	<p>青色申告法人が新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等して、その取得等の日から1年以内に事業供用した場合。なお、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。税額控除 (P.108 5. 参考) との選択適用</p>	
	<p>特別償却限度額</p>	<p>(取得価額) × $\frac{30}{100}$</p>
	<p>適用期限等</p>	<p>平23.6.30～平30.3.31に取得等、その取得等の日から1年以内に事業供用</p>
<p>2. 中小企業者等が機械等を取付した場合等の特別償却 (措法42の6、68の11、10の3、措令27の6) ※税額控除と選択適用 (P.108 6. 参考) ※ P.109の適用除外事業者参照</p>	<p>青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等が新品の特定機械装置等を取付し、製造業・建設業等一定の事業の用に供したとき。 (1)機械装置 (取得価額160万円以上) (2)工具 (測定工具及び検査工具、試験又は測定工具 (1台120万円以上、又は1台30万円以上かつ年度合計120万円以上)) (3)一定のソフトウェア (70万円以上又は年度合計70万円以上) (4)貨物運送用3.5トン以上の普通貨物自動車 (5)一定の内航海運業用船舶</p>	
	<p>特別償却限度額</p>	<p>取得価額 (特定機械装置等の取得分) は、 (取得価額※) × $\frac{30}{100}$ ※海上運送用船舶については取得価額 × $\frac{75}{100}$</p>
	<p>適用期限等</p>	<p>平29.4.1～平33.3.31取得、事業供用</p>
	<p>(注) 従業員1,000人以下の中小企業者等が平32.3.31までの間に取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合には、全額 (年間限度額300万円) を即時償却できます。(措法67の5、P.56参考)</p>	
<p>3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却 (措法42の12の4、68の15の5、10の5の3、) ※税額控除との選択適用 (P.109 9. 参考) ※ P.109の適用除外事業者参照</p>	<p>青色申告中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアのうち、特定経営力向上設備等 (経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のもの) を国内で法人の指定事業の用に供した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の「経営力向上設備等」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいい、「特定経営力向上設備等」とは、経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいいます。 	
	<p>生産性向上設備 (A類型)</p>	<p>次の2要件を満たす機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備及び設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するソフトウェアをいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の(i)の要件を満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 販売が開始されてから、機械装置は10年以内、工具は5年以内、器具備品は6年以内、建物附属設備は14年以内、ソフトウェアは5年以内のものであること。 (ii) 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標 (生産効率、エネルギー効率、精度等) が年平均1%以上向上するものであること。
	<p>収益力強化設備 (B類型)</p>	<p>その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。</p>

所得 税

■ 所得税の主な申請・届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令
□ 確定申告関係	○死亡の場合に相続人が行う確定申告書（準確定申告書）又は純損失の繰戻しによる還付請求書	死亡の日から4か月以内	所法124、125、141
	○申告義務のある者の還付申告期限	翌年1月1日～3月15日	所法120⑧
	○年の中途において出国する場合の確定申告書、還付等を受けるための申告書・確定損失申告書	出国の時まで	所法127
	○確定申告書、確定損失申告書 ○純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年3月15日	所法120、123 所法140
	○修正申告書	随時	通法19①
□ 予定納税関係	○6月30日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	7月15日	所法111①、112
	○10月31日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	11月15日	所法111②、112
□ 青色申告関係	○青色申告承認申請書に関する届出書	3月15日	所法144、166 所令197①
	○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書		所令197②
	○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書		
	○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書	1月31日	所令195② (所規39の2)
	○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法) の変更承認申請書	3月15日	所令101②、124②
	○所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書		所令107②
	○青色専従者給与に関する届出書	3月15日	所法57
	○源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	随時	所法216、217
○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法) の届出書	翌年3月15日 ※減価償却資産の償却方法の届出については、特例があります。	所令100② 所令123②	
○所得税の有価証券の評価方法の届出書		所令106②	
○所得税の増加償却の届出書		所令133	
○所得税の青色申告の取りやめ届出書		所法151	

■平成31年分の所得控除一覧表

[留意事項] 各控除における*印については、電子申告時には、その添付の省略が可能です。

項目	説明
<p>1. 雑損控除 (所法72)</p> <p>(所法70)</p>	<p>□対象となる損失の範囲</p> <p>災害又は盗難若しくは横領により住宅家財等（本人又は生計一親族（合計所得金額38万円以下→平成32以後48万円以下）が所有するもの）に損害を受けた場合の損失をいいます。したがって、詐欺、強迫、紛失等による損失や書画骨とう・貴金属など（1個又は1組30万円超のもの）、別荘等の生活に通常必要でない資産の損失は対象になりません。</p> <p>⇒・災害→被災証明、・盗難→盗難証明、・横領→告発書写し等を添付 ⇒事業用資産の損失→必要経費</p> <p>(1) 災害関連支出回5万円以下……</p> $\left\{ \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{災害・盗難等} \\ \text{による損失} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補} \\ \text{填された金額} \end{array} \right) - (\text{総所得金額等} \times 10\%) \end{array} \right\} \text{A+B}$ <p>(2) 災害関連支出5万円超……</p> $\left. \begin{array}{l} \text{A+B} - \text{A} + 5 \text{万円} \\ \text{A+B} - (\text{総所得金額等} \times 10\%) \end{array} \right\} \text{いずれか低い金額}$ <p>(3) 災害関連支出だけのとき……</p> $\left. \begin{array}{l} \text{B} - 5 \text{万円} \\ \text{B} - (\text{総所得金額等} \times 10\%) \end{array} \right\} \text{いずれか低い金額}$ <p>※総所得金額等……合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用して計算した金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合は、その適用後の金額）をいいます。</p> <p>(注) 確定申告書の所要欄に記載し、計算の基礎となる金額、災害に関連してやむを得ず支出する費用を証する書類添付が必要です。</p>
<p>2. 医療費控除 (所法73)</p> <p>・医療費控除の特例 (措法41の17の2、措令26の27の2)</p>	<p>$\left(\begin{array}{l} \text{支払った医} \\ \text{療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補} \\ \text{填される金額} \end{array} \right) - 10 \text{万円}$ } $\left. \begin{array}{l} \text{いずれか} \\ \text{少ない方} \end{array} \right\} \text{総所得金額等} \times 5\%$</p> <p>(注) ただし、最高200万円・医療費控除の明細書等の添付*が必要です。</p> <p>平成29年分から特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者が医師の関与がある、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診査、④健康診査、⑤がん検診を行っているときは、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除できます。</p> <p>(注) この特例の適用を受ける場合には、従前の医療費控除の適用を受けることはできません。</p>

■税額控除一覧表

項目	説明																																		
1. 配当控除 (所法92、措 法9) (配当控除額)	剰余金の配当などの配当所得があるときには、配当控除が受けられま す(確定申告で総合課税の適用を受けた配当所得に限ります)。 ※次の配当などは配当控除の対象になりません。 ①外国法人から受ける配当 ②基金利息 ③私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等 ④国外私募公社債等運用投資信託等の配当等 ⑤外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等 ⑥特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等 ⑦適格機関投資家私募による投資信託から支払を受けるべき配当等 ⑧特定目的信託から支払を受けるべき配当等 ⑨特定目的会社から支払を受けるべき配当等 ⑩投資法人から支払を受けるべき配当等 ⑪申告分離課税を選択した上場株式等の配当等 ⑫確定申告不要制度を選択したもの ・課税総所得金額等 ^{*1} が1千万円以下の場合…(A)×控除率 ・課税総所得金額等 ^{*1} が1千万円超の場合…(A)×控除率+(B)×控除率 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配当所得の内容</th> <th colspan="3">配当所得の金額 (A) 1千万円以下の部分</th> <th colspan="3">(B) 1千万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>所得税</th> <th>道府県 民税</th> <th>市町村 民税</th> <th>所得税</th> <th>道府県 民税</th> <th>市町村 民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>剰余金・利益の配当等、 特定株式投資信託の収益 の分配</td> <td>10.0%</td> <td>1.2% (0.56%)</td> <td>1.6% (2.24%)</td> <td>5.0%</td> <td>0.6% (0.28%)</td> <td>0.8% (1.12%)</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信 託^{*2}以外の証券投資信託 の収益分配</td> <td>5.0%</td> <td>0.6% (0.28%)</td> <td>0.8% (1.12%)</td> <td>2.5%</td> <td>0.3% (0.14%)</td> <td>0.4% (0.56%)</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信 託の収益分配</td> <td>2.5%</td> <td>0.3% (0.14%)</td> <td>0.4% (0.56%)</td> <td>1.25%</td> <td>0.15% (0.07%)</td> <td>0.2% (0.28%)</td> </tr> </tbody> </table>	配当所得の内容	配当所得の金額 (A) 1千万円以下の部分			(B) 1千万円超の部分			所得税	道府県 民税	市町村 民税	所得税	道府県 民税	市町村 民税	剰余金・利益の配当等、 特定株式投資信託の収益 の分配	10.0%	1.2% (0.56%)	1.6% (2.24%)	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)	一般外貨建等証券投資信 託 ^{*2} 以外の証券投資信託 の収益分配	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)	一般外貨建等証券投資信 託の収益分配	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)	1.25%	0.15% (0.07%)	0.2% (0.28%)
配当所得の内容	配当所得の金額 (A) 1千万円以下の部分			(B) 1千万円超の部分																															
	所得税	道府県 民税	市町村 民税	所得税	道府県 民税	市町村 民税																													
剰余金・利益の配当等、 特定株式投資信託の収益 の分配	10.0%	1.2% (0.56%)	1.6% (2.24%)	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)																													
一般外貨建等証券投資信 託 ^{*2} 以外の証券投資信託 の収益分配	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)																													
一般外貨建等証券投資信 託の収益分配	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)	1.25%	0.15% (0.07%)	0.2% (0.28%)																													
表内の()内 は指定都市に住 所を有する者の 平成30年度分以 後の個人住民税	※1 課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、 課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上 場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等 に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の 合計額をいいます。 ※2 一般外貨建等証券投資信託とは、特定外貨建等証券投資信託以外 の外貨建等証券投資信託(①～⑫のものなどを除きます)をいいます。																																		
2. 外国税額控除 (所法95、所 令221～226)	[所得税] (1) その年の所得税額のうち、国外に源泉のある所得に対応する額を限 度とします。(復興特別所得税に関しても同様です) (2) 繰越控除限度額及び繰越外国税額の繰越期間は3年です。 (3) 外国税額控除を受けないで、事業所得の計算上必要経費に算入する こともできます。 [住民税(道府県民税・市町村民税)] 所得税額及び復興特別所得税額から控除されなかった額について、所 得税の外国税額控除限度額に、道府県民税12%(6%)と市町村民税18% (24%)をそれぞれ乗じて得た額を限度として控除します。																																		
※ ()内は指 定都市に住所を 有する者の平成 30年度分以後の 個人住民税																																			

■ 軽減税率制度 (平成31年10月1日から実施)

項目	説明			
1. 税率	平成31年10月1日からの消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。			
		～平成31.9.30	平成31.10.1～	
			軽減税率	標準税率
	消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
	地方消費税率	1.7%	1.76%	2.2%
合計	8.0%	8.0%	10.0%	

2. 経過措置

平成31年10月1日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、平成31年10月1日以後に行われるものは、次の経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

なお、経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される平成31年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

内容	適用関係				
① 旅客運賃等 平成31年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間に領収しているもの	H26.4.1	H31.10.1	対価受領 ■	入場等 ▲	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成31年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成31年10月1日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの	継続供給 ▲			H31.10.31 権利確定 ■	
③ 請負工事等 平成25年10月1日から平成31年4月1日の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成31年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	H25.10.1	H31.4.1	契約 ●	譲渡等 ▲	
④ 資産の貸付け 平成25年10月1日から平成31年4月1日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成31年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成31年10月1日以後に行う当該資産の貸付け	契約 ●	貸付け ▲		→	
⑤ 指定役務の提供 平成25年10月1日から平成31年4月1日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供※に係るものをいいます。）に基づき、平成31年10月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供	H25.10.1	H31.4.1	H31.10.1	契約 ●	指定役務 ▲

■自動車関係税（主なもの）

項目	説明																																																																																																																			
1. 自動車重量税 (平成30年5月1日から平成31年4月30日に適用)	(1) 税率 ① 検査対象自動車 (単位：円)																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 種類</th> <th rowspan="3">車検期間</th> <th colspan="3">新規登録時※2</th> <th colspan="3">継続検査時</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">本則税率※1</th> <th colspan="2">エコカー減免適用なし</th> <th rowspan="2">エコ税率※2</th> <th colspan="2">エコカー以外※3</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">乗用車 (車両総重量0.5tごと)</td> <td>3年</td> <td>7,500</td> <td>12,300</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>5,000</td> <td>8,200</td> <td>—</td> <td>5,000</td> <td>8,200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>2,500</td> <td>—</td> <td>2,600</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8t未満トラック (車両総重量1tごと)</td> <td>2年</td> <td>5,000※4</td> <td>6,600</td> <td>5,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,500</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス・8t以上のトラック (車両総重量1tごと)</td> <td>1年</td> <td>2,500※4</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特種用途車 (車両総重量1tごと)</td> <td>2年</td> <td>5,000※4</td> <td>8,200</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> <td>8,200</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>2,500※4</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型二輪車</td> <td>3年</td> <td>—</td> <td>5,700</td> <td>4,500</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>—</td> <td>3,800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3,800</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,900</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検査対象軽自動車 (二輪を除く)</td> <td>3年</td> <td>7,500</td> <td>9,900</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>5,000</td> <td>6,600</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> <td>6,600</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table>	区分 種類	車検期間	新規登録時※2			継続検査時			本則税率※1	エコカー減免適用なし		エコ税率※2	エコカー以外※3		自家用	事業用	自家用	事業用	乗用車 (車両総重量0.5tごと)	3年	7,500	12,300	—	—	—	—	2年	5,000	8,200	—	5,000	8,200	—	1年	2,500	—	2,600	2,500	4,100	2,600	8t未満トラック (車両総重量1tごと)	2年	5,000※4	6,600	5,200	—	—	—	1年	—	—	—	2,500	3,300	2,600	バス・8t以上のトラック (車両総重量1tごと)	1年	2,500※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600	特種用途車 (車両総重量1tごと)	2年	5,000※4	8,200	5,200	5,000	8,200	5,200	1年	2,500※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600	小型二輪車	3年	—	5,700	4,500	—	—	—	2年	—	3,800	—	—	3,800	3,000	1年	—	—	—	—	1,900	—	検査対象軽自動車 (二輪を除く)	3年	7,500	9,900	—	—	—	—	2年	5,000	6,600	5,200	5,000	6,600	5,200
	区分 種類			車検期間	新規登録時※2			継続検査時																																																																																																												
					本則税率※1	エコカー減免適用なし		エコ税率※2	エコカー以外※3																																																																																																											
		自家用	事業用			自家用	事業用																																																																																																													
	乗用車 (車両総重量0.5tごと)	3年	7,500	12,300	—	—	—	—																																																																																																												
		2年	5,000	8,200	—	5,000	8,200	—																																																																																																												
		1年	2,500	—	2,600	2,500	4,100	2,600																																																																																																												
	8t未満トラック (車両総重量1tごと)	2年	5,000※4	6,600	5,200	—	—	—																																																																																																												
		1年	—	—	—	2,500	3,300	2,600																																																																																																												
バス・8t以上のトラック (車両総重量1tごと)	1年	2,500※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600																																																																																																													
特種用途車 (車両総重量1tごと)	2年	5,000※4	8,200	5,200	5,000	8,200	5,200																																																																																																													
	1年	2,500※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600																																																																																																													
小型二輪車	3年	—	5,700	4,500	—	—	—																																																																																																													
	2年	—	3,800	—	—	3,800	3,000																																																																																																													
	1年	—	—	—	—	1,900	—																																																																																																													
検査対象軽自動車 (二輪を除く)	3年	7,500	9,900	—	—	—	—																																																																																																													
	2年	5,000	6,600	5,200	5,000	6,600	5,200																																																																																																													
※1 平成30年5月1日以降に新車新規登録をする乗用車（軽自動車及びハイブリッド自動車を除きます）については、排ガス規制要件を満たし、かつ平成27年度燃費基準+10%を達成している車両については、納付すべき税額が本則税率となります。																																																																																																																				
※2 一定の要件を満たすものについては、免税されます。																																																																																																																				
※3 一定の年数を経過したものについては、重課されます。																																																																																																																				
※4 車両総重量2.5t以下のものに限りです。																																																																																																																				
② 検査対象外軽自動車（2回目以降「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」提出の場合は非課税）																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>二輪自家用</th> <th>二輪事業用</th> <th>その他自家用</th> <th>その他事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,900円</td> <td>4,100円</td> <td>9,900円</td> <td>7,800円</td> </tr> </tbody> </table>	二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用	4,900円	4,100円	9,900円	7,800円																																																																																																												
二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用																																																																																																																	
4,900円	4,100円	9,900円	7,800円																																																																																																																	
(2) 納税義務者と納付方法																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>納税義務者</td> <td>自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者</td> </tr> <tr> <td>納税方法</td> <td>自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書により付けて納付</td> </tr> </table>	納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者	納税方法	自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書により付けて納付																																																																																																																
納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者																																																																																																																			
納税方法	自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書により付けて納付																																																																																																																			
(3) 非課税自動車 大型特殊自動車、車両番号指定を受けたことがある届出軽自動車、臨時検査の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の満了の日が従前の有効期間の満了の日以前とされることとなる自動車																																																																																																																				
2. 自動車取得税 (平成30年4月1日から平成31年3月31日に適用)	(1) 税率（本則）																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自家用車</th> <th>営業用車・軽自動車</th> <th>中古車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	自家用車	営業用車・軽自動車	中古車	3%	2%	3%																																																																																																													
自家用車	営業用車・軽自動車	中古車																																																																																																																		
3%	2%	3%																																																																																																																		
(2) 税額 取得価額×税率 (注) 中古車の場合、(課税標準基準額×残価率)×税率																																																																																																																				

■厚生年金保険料額表 (平成29年9月分(10月納付分)～)

(単位:円)

等級	標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除きます)	
	月額	日額	以上	未満	全額	折半額
					18.300%	9.150%
1	88,000	2,930	～	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	3,270	93,000	～ 101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	20,670	605,000	～	113,460.00	56,730.00

●被保険者負担分(厚生年金保険料額表の折半額)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

●納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

●賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

●子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金が全額負担となります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(0.34%※)を乗じて得た額の総額となります。

※平成30年4月分(5月納付分)～平成31年3月分(4月納付分)については0.29%

平成31年4月1日現在

■年齢早見表（適用年齢簡易判定付）〔平成31年・●●元用〕

和暦	西暦	年齢	相続時精算課税の贈与者	和暦	西暦	年齢	和暦	西暦	年齢	特例贈与・相続時精算課税の受贈者	特定扶養親族
大正10	1921	98	↑ (昭和34年1月1日以前生)	昭和29	1954	65	昭和63	1988	31	↑ (平成11年1月1日以前生)	(平成16年1月1日以前生) 控除対象扶養親族 ↑
大正11	1922	97		昭和30	1955	64	昭和64	1989	30		
大正12	1923	96		昭和31	1956	63	平成1		29		
大正13	1924	95		昭和32	1957	62	平成2	1990	28		
大正14	1925	94		昭和33	1958	61	平成3	1991	27		
大正15	1926	93		昭和34	1959	60	平成4	1992	26		
昭和1				昭和35	1960	59	平成5	1993	25		
昭和2	1927	92		昭和36	1961	58	平成6	1994	24		
昭和3	1928	91		昭和37	1962	57	平成7	1995	23		
昭和4	1929	90		昭和38	1963	56	平成8	1996	22		
昭和5	1930	89		昭和39	1964	55	平成9	1997	21		
昭和6	1931	88		昭和40	1965	54	平成10	1998	20		
昭和7	1932	87		昭和41	1966	53	平成11	1999	19		
昭和8	1933	86		昭和42	1967	52	平成12	2000	18		
昭和9	1934	85		昭和43	1968	51	平成13	2001	17		
昭和10	1935	84		昭和44	1969	50	平成14	2002	16		
昭和11	1936	83		昭和45	1970	49	平成15	2003	15		
昭和12	1937	82		昭和46	1971	48	平成16	2004	14		
昭和13	1938	81		昭和47	1972	47	平成17	2005	13		
昭和14	1939	80	昭和48	1973	46	平成18	2006	12			
昭和15	1940	79	昭和49	1974	45	平成19	2007	11			
昭和16	1941	78	昭和50	1975	44	平成20	2008	10			
昭和17	1942	77	昭和51	1976	43	平成21	2009	9			
昭和18	1943	76	昭和52	1977	42	平成22	2010	8			
昭和19	1944	75	昭和53	1978	41	平成23	2011	7			
昭和20	1945	74	昭和54	1979	40	平成24	2012	6			
昭和21	1946	73	昭和55	1980	39	平成25	2013	5			
昭和22	1947	72	昭和56	1981	38	平成26	2014	4			
昭和23	1948	71	昭和57	1982	37	平成27	2015	3			
昭和24	1949	70	昭和58	1983	36	平成28	2016	2			
昭和25	1950	69	昭和59	1984	35	平成29	2017	1			
昭和26	1951	68	昭和60	1985	34	平成30	2018	0			
昭和27	1952	67	昭和61	1986	33	平成31	2019	●● 1			
昭和28	1953	66	昭和62	1987	32	●● 1					

※年齢は平成31年・●●元年の誕生日以降の満年齢（誕生日以前の場合は△1歳した年齢）です。

年齢	①75歳	②70歳	③65歳	④64歳	⑤60歳	⑥40歳
手続等	健康保険料の徴収終了	厚生年金保険料の徴収終了	介護保険料の特別徴収終了	雇用保険料免除※	高齢者雇用継続給付対象者	介護保険料の徴収開始
内容	後期高齢者医療制度に移行のため、健康保険料の徴収終了	厚生年金保険被保険者資格喪失届および厚生年金保険70歳以上被用者該当届を提出	市区町村より徴収のため、誕生日の前日が属する月で徴収終了	4月1日時点で64歳以上の者は、雇用保険料免除	60歳以上65歳未満の者を対象とした給付金（2種類）	誕生日の前日が属する月より介護保険料の徴収開始

※平成29年1月1日以降、65歳以上でも雇用保険への新規加入が可能となります。また、雇用保険料の免除措置は平成32年度での廃止が予定されています。